

本日5月1日の臨時会本会議におきまして、福祉教育常任委員会に付託を受けました議案第30号および議案第31号につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過及び結果を報告します。

主な質疑として、議案第30号について、支給対象者は被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われたものとあるが、どの様な線引きがあるかとの質疑に対して、医療機関作成の提出用紙にて医学的所見や入院期間等を記入していただくと答弁がありました。また、医療機関にかかれなかった場合はどうなるのかとの質疑に対して、新型コロナウイルスの症状である発熱が続き、だるさや息苦しさを所定の様式で自己申告し、労務に服することが出来なかった無給休暇日数等を所定の様式にて事業主が作成したものとを合わせて提出していただき記載漏れがないか市が確認して後期高齢者医療広域連合に提出しますと答弁がありました。

議案第31号について、条例改正案に「新型コロナウイルス感染症」との表現が多く見受けられるが、なぜ感染症全般に対しての改正案ではないのかとの質疑に対して、厚生労働省からの条文の例文を参考に作成し、感染者、感染の疑いのある方に傷病手当金が支給できる条例としました。と答弁がありました。また、傷病手当金の支給対象となる湖南省国民健康保険被保険者については、事業主、自営業者も対象となるのかとの質疑に対して、自営業、個人事業主、フリーランスは対象外になりますと答弁がありました。

その後、討論はなく採決を行いました。

その結果、議案第30号湖南省後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についておよび議案第31号湖南省国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。